

2026 年 8 月 3 日

電制コムテック株式会社

令和 8 年熊本地震 災害救助法適用地域 特別修理サービスのご案内

この度の災害により被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。弊社は、下記、災害救助法が適用された地域にお住まいで、弊社ヘルスケア製品をご利用いただいている方を対象に、無償にて修理対応させていただきます。本修理サービスご利用にあたっては、下記のとおりご確認の上ご依頼をお願いいたします。

1. 適用期間および地域

災害救助法適用状況	適用期間
令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用	2027 年 1 月 31 日弊社受付まで

適用地域：上記、災害救助法適用に市町村にお住まいの方

参照）内閣府ホームページ「防災情報のページ https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 適用対象製品

対象製品は、1 の該当地域にて被災の弊社製品の内、アフターサービス期間内の下記製品のみとなりますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

- 1) ユアトーン標準型 S-1 モデル、ユアトーン高機能型 G-1 モデル
- 2) ユアトーン標準型 S-2 モデル、ユアトーン高機能型 G-2 モデル
- 3) ルーチェグラス LG 2 モデル
- 4) スコリオデバイス SD-1 モデル

※ 弊社へ修理品をお送りいただく際の送料については、お客様ご負担にてお願いします。

3. 特別修理サービスの内容と受付方法

1.および 2.に該当する製品で修理可能な場合には、下記のとおり特別修理対応をいたします。

修理費用（技術診断料、技術料、部品代）： 無償

※ 通常、有償修理となる場合も本件に該当の場合には、無償にて対応いたします。

※ 修理ご依頼の際、「令和 8 年熊本地震」と対象の災害名を記載またはご連絡ください。

本件に関するお問合せ

電制コムテック株式会社 ブランド事業部

〒067-0051 北海道江別市工栄町 8 番地の 13

TEL 0120-422-102（土日祝および弊社休業日を除く 9：00-12：00 13：00-15：00）

FAX 011-380-2123

ユアトーン修理の場合：MAIL yourtone@dencom.co.jp

ルーチェグラス、スコリオデバイス等の場合：MAIL healthcare@dencom.co.jp



令和 8 年 7 月 28 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年熊本地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県の 10 市 10 町 1 村に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
熊本県 (10 市 10 町 1 村)	熊本市 (くもとし)、八代市 (やつしろし)、水俣市 (みなまたし)、山鹿市 (やまがし)、菊池市 (きくちし)、宇土市 (うとし)、上天草市 (かみあまくさし)、宇城市 (うきし)、天草市 (あまくさし)、合志市 (こうしし)、下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとまち)、菊池郡大津町 (きくちぐんおおづまち)、菊池郡菊陽町 (きくちぐんきくようまち)、阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら) 上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねまち)、上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしままち)、上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち)、上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち)、八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちょう)、葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち)、葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち)	7 月 28 日 (7 月 28 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）